



上下水道

水道

→ 水道の新設や増設等

問 驚 水道施設課

ご家庭の水道工事(新設・増設・修繕等)を行うときは、水道指定給水装置工事事業者(指定工事業者)へ依頼してください。なお、指定工事業者については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

→ 水道加入金

問 驚 水道施設課

家を新築する方で、現在水道の使用がなく新たに給水管を引き込む場合は、水道加入金の納付が必要です。

(税込み)

口径(水道量水器)	13mm	20mm	25mm	30mm
金額	143,000円	385,000円	660,000円	1,023,000円
口径(水道量水器)	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	2,068,000円	3,542,000円	9,559,000円	19,613,000円

→ 水道料金

問 驚 上下水道経営課

水道料金は、隔月(2か月に1回)検針を実施し、料金をいただいています。

基本料金 (1か月当たり:税込み)

口径(水道量水器)	金額
13mm	1,001円
20mm	1,408円
25mm	5,390円
30mm	9,240円
40mm	17,952円
50mm	32,065円
75mm以上	84,700円

水量料金 (1か月当たり:税込み)

使用水量区分	1㎡当たりの金額
10㎡まで	66円
10㎡超え 20㎡まで	132円
20㎡超え 30㎡まで	198円
30㎡超え 50㎡まで	242円
50㎡超え 100㎡まで	264円
100㎡超え 500㎡まで	286円
500㎡超え 1,000㎡まで	297円
1,000㎡超えた分	308円



次ページに続く →

→ 水道料金のお支払い

問 驚 上下水道経営課

口座振替納付

お支払いは安全・便利・確実な口座振替をご利用ください。毎月8日に引落しを実施しますので、口座残高の確認をお願いします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

取扱金融機関

出納取扱金融機関および収納取扱金融機関
※金融機関については納入通知書(納付書)の裏面をご覧ください。

口座振替の手続き

取扱金融機関の窓口でお申し込みください。

必要なもの 通帳 通帳届出印 納入通知書

納入通知書(納付書)納付

お支払窓口

市役所、各行政センター、取扱金融機関、コンビニエンスストア等
詳しくは納入通知書(納付書)の裏面をご覧ください。

スマートフォン決済アプリ納付

利用できるアプリ

詳しくは納入通知書(納付書)の裏面をご覧ください。

こんなときは届け出を

- 新築等により新たに水道を使用するとき
- 長期にわたり水道を使用しないとき
- 引っ越しをするとき
- 建物等の所有者、使用者が変わるとき
- 納入通知書(納付書)の送付先が変わるとき



下水道

→ 公共下水道・農業集落排水の新設や増設等

問 鷺 下水道施設課

ご家庭の下水道工事(新設・増設・修繕等)を行うときは、下水道排水設備指定工事店へ依頼してください。なお、指定工事店については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

→ 受益者負担金・分担金

問 鷺 上下水道経営課

公共下水道が新たに整備された地域の人々や農業集落排水処理施設の排水区域内に新たに家屋等を建築する場合に納付が必要となります。

下水道事業受益者負担金

公共下水道が供用開始になった区域の土地所有者等に賦課します。負担区域によって単位負担金の額が異なります。なお、納期は年4回(7月・9月・11月・2月)です。
(1㎡当たり)

負担区	第1負担区	第2負担区	第3負担区	第4負担区	第5負担区
単位負担金額	160円	500円	500円	500円	800円

農業集落排水処理事業受益者分担金

農業集落排水が整備された区域内の新たな受益者に賦課します。なお、地区によって分担金額が異なります。



→ 下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

問 鷺 上下水道経営課

下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料は、通常2か月ごとに水道料金と合わせて請求します。

下水道使用料

(1か月当たり:税込み)

区分	基本料金 (10㎡まで含む)	超過料金				
		10㎡を超え 30㎡まで	30㎡を超え 50㎡まで	50㎡を超え 200㎡まで	200㎡を超え 1,000㎡まで	1,000㎡を 超える分
一般汚水	880円	99円	121円	132円	165円	198円

農業集落排水処理施設使用料

(1か月当たり:税込み)

基本料金等	基本料金(1世帯当たり)	
	人数割(1人当たり)	2,200円

※基本料金の1人分の人数割料金は含んでいません。

こんなときは届け出を

- 新築等により新たに公共下水道・農業集落排水を使用するとき
- 長期にわたり公共下水道・農業集落排水を使用しないとき
- 引っ越しをするとき
- 工事等により一時的に公共下水道・農業集落排水を使用しないとき
- 農業集落排水処理施設の使用人数が変わるとき

次ページに続く →



→ 貸付金・補助金

問 驚 下水道施設課

水洗便所改造資金貸付金

公共下水道・農業集落排水に接続するための排水設備工事を行うとき、資金の貸付を行います。

貸付額 50万円以内

利子 無利子

償還 50か月以内

※貸付条件についてはお問い合わせください。

私道内共同排水設備設置事業補助金

私道に共同で使用する排水設備を設置する工事費用の一部を補助します。

※補助条件についてはお問い合わせください。

→ 合併処理浄化槽

問 驚 下水道施設課

浄化槽の使用者には、浄化槽法により清掃と保守点検、そして水質に関する法定検査の3つの義務が定められています。浄化槽は清掃や保守点検等が十分に行われていないと、その機能が損なわれ、悪臭や水質悪化等の原因になります。清掃業者、保守点検業者、法定検査についてはお問い合わせください。

浄化槽設置整備事業補助金

既設単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換設置する際に、予算の範囲内で補助します。

補助対象 住宅用で処理対象人員10人以下の浄化槽を転換設置する方

※参考：補助限度額 5人槽672,000円

7人槽726,000円

10人槽816,000円

※補助対象は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」における市内の浄化槽整備区域内の既存住宅となります。

※補助対象等の詳細についてはお問い合わせください。

